



及び規則一四一一八（国立大学教員等の研究成果活用企業の役員等との兼業）の項の改正規定に限る）及び第八項の規定（以下「規則一四一一七等改正規定」という。）は、平成十四年十月一日から施行する。

**（人事院規則一四一一七の一部改正に伴う経過措置）**  
**規則一四一一七等改正規定の施行の際現に第十条の規定による改正前の規則一四一一七第三条の規定により同条第一項に規定する技術移転兼業について承認を与えられている職員は、第十条の規定による改正後の規則一四一一七第四条の規定に基づき、同条第一項に規定する承認権者により同規則第三条第一項に規定する技術移転兼業について承認を与えたものとみなす。**

**附 則（平成一五年三月二五日人事院規則一四一一七一一）抄**

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則（平成一五年八月二九日人事院規則一一三九）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

**（人事院規則一四一一七の一部改正に伴う経過措置）**

5 この規則の施行前に前項の規定による改正前の規則一四一一七第十二条の二第二項の規定によりされた承認又はこの規則の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第二条第二項の規定によりされた承認又は承認の申請とみなす。

**附 則（平成一六年三月五日人事院規則一一四一）**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則（平成一八年三月三一日人事院規則一一四四）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

**附 則（平成二〇年一二月二五日人事院規則一一五三）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成二〇年一二月二五日から施行する。

**附 則（平成二七年三月一八日人事院規則一一六三）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年三月一八日から施行する。

**附 則（平成二七年四月一日人事院規則一一七一一）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**第十五条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。**

**附 則（平成三一年三月二十五日人事院規則一四一一七一一）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則（令和四年二月一八日人事院規則一一七九）抄**

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

**第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。**